

支給要件確認フロー図(第6弾)

問1 大企業ではない(※1)

いいえ



- ・会社(株式会社、有限会社、合同会社等)
 - ・会社以外の法人(NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など)
 - ・個人事業主
- のいずれかに該当する必要があります。



はい

問2 青森県が実施した支援金等の対象者ではない

いいえ



- ・タクシー事業継続特別対策事業費補助
【対象:高速バス事業者、タクシー事業者】
- ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助
【対象:トラック事業者】
- ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業
【対象:医療施設等(病院、診療所(歯科含む)、薬局、助産所、施術所)、福祉施設等(高齢者・障がい者・保護施設、児童入所施設等、保育施設)、一般公衆浴場】



はい

問3 以下の団体に該当する者ではない

いいえ



- ・日本標準産業分類における「電気業」又は「ガス業」に該当する事業者
- ・国、県、市町村
- ・法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・性風俗産業に該当する事業者
- ・暴力団及び暴力団員に該当する事業者
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体



はい

問4 業務用でLPガス又は特別高圧電気を以下の期間利用した

いいえ



- ・令和8年7月分～9月分のいずれかの月分の使用実績が必要です。
- ※都市ガスや家庭用LPガス、特別高圧電気以外の電気は対象外です。



はい

問5 青森県内で事業を継続していく意思がある

いいえ



- ・申請時点で、青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。



はい

問6 【LPガスのみ】家庭向け支援の値引を受けていない

いいえ



- ・青森県が実施する「青森県LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第6弾)」に基づき令和8年11月分等の料金が減額されている場合は、対象外となります。



はい

対象外です。

支給要件を満たしています。